

よくあるご質問

令和8年2月9日

質疑No.	項目	質疑事項	回答内容
1	有料化について	なぜ有料化となったのか？	青少年児童センター（以下、センターという。）は青少年児童のための施設であり、成人等の方については受益者負担の考え方により有料化とした。ただし未来ある子どもの居場所づくりを目的としているため、青少年児童への貸館・一般開放事業については引き続き無料である。 また、以前は無料であったため貸館の申請予約をしたにも関わらず無断でキャンセルされるケースが多く見受けられたことや、団体の構成員は同一にもかかわらず団体名を変更して申請するケースが散見されるなどの課題があつたこと等を含め、適正な施設運営のため有料化とした。
2		青少年児童の定義は？	大学生までが該当する。
3		青少年児童の団体と青少年児童以外の団体の線引きはどうなのか？	青少年児童とそれ以外の団体の線引きとしては使用者の半数以上が青少年児童である団体は青少年児童として、半数未満の団体はそれ以外として取扱う。
4		市外の方の使用はなぜ割増しになるのか？	センターは公共施設であり羽曳野市民の方の税金により運営される部分が大きい。羽曳野市民の方のための施設であるという考え方により、割増しとなる点をご理解いただきたい。
5		営利目的・非営利目的の線引きはどうなるのか？	使用目的が営利目的か否かで判断する。 (営利の例) <ul style="list-style-type: none">民間企業等が会議や研修で使用する場合。 (非営利の例) <ul style="list-style-type: none">行政等が開催する公共事業やイベントサークル活動等（指導者が対価を受け取る場合は営利として判断。詳細はNo.28を参照） ※民間企業等がイベント等を開催する場合は公益性を鑑みて施設使用料をその都度判断することになる。
6	休館日の設定	なぜ休館日を設定したのか？	羽曳野市内の公共施設では休館日を設けている状況であり、センターについても市の施策として休館日を設定したものである。
7		なぜ日曜日・祝日を休館日としたのか？	センターでは子どもすこやか広場事業（通称 一般開放事業）を長年実施しており、月曜日から土曜日の限られた時間に体育館等を無料で開放しているものである。子どもの居場所づくりとして非常に重要で、長年定着していることからこの事業の開催日ではない日曜日・祝日を休館日とした。
8		日曜日や祝日は子どものニーズがあると思うがなぜ休館なのか？	過去からの稼働率と照らし合わせ、日曜日・祝日の青少年児童に限った稼働率がかなり低かったことや需要と供給のバランスなどを総合的に判断し、日曜日・祝日を休館日として設定した。
9		センターや運動広場が今までと大幅に狭くなっているのはなぜか？	センターは給食センターとの複合施設として整備したため、今までではセンターだけで建築していた敷地に給食センターの建築も進めることになったことから、各施設の面積は狭くなつた。
10		運動広場を使用する際の注意事項はあるのか？	運動広場の面積が狭くなつたため、ポールの飛び出しや、フェンスにポールを当てないように注意してお使いください。
11		体育館については何か整備をしたのか？	床や壁の老朽化した箇所の修繕やバスケット・バレー・ポールのコートラインを引き直し、ウレタン塗装を施すなどの大規模な修繕を行つた。また新たに空調を設置し、快適に体育館を使用していただけるように整備した。

よくあるご質問

令和8年2月9日

質疑No.	項目	質疑事項	回答内容
12		開館時間が以前より短くなっているのはなぜか？	以前は午後9時30分までのところを午後9時までとすることとした。午後9時以降の使用者が過去の状況と鑑みて、全体の半分程度しかないことや需要と供給のバランス等を総合的に判断したものである。
13		運動広場はなぜ午後5時までしか使えないのか？	運動広場には照明を設置しておらず、冬季など日が短い時期も考慮して午後5時までとした。
14		なぜ運動広場に照明を設置しなかったのか？	センターとしては夜に子どもが遊ぶ場を設けるということは想定しておらず、照明の設置はしていない。子どもの安全面に防犯面を考慮し、夕方には帰宅いただくべきと考えている。
15	施設の運営	新たな設備を何か設けたのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室やコインロッカーを設置 ・待合図書室にポルダリングを設置 ・テラス（休憩施設）の設置 ・全館空調及び空気清浄機の導入 ・洋式トイレの水洗を自動化 ・トイレの洗面台の自動化 ・運動広場に3×3バスケットコートの設置 ・体育館に空調設備（冷暖房）を設置 ・体育館の床・壁などの改修 ・災害用トイレの設置 ・かまどベンチの設置
16		飲食は可能なのか？	原則は敷地内不可（テラスは可能）。なお飲酒はセンター敷地内全面不可。
17		喫煙は可能なのか？	センター敷地内全面不可。
18		バリアフリーの考え方には準拠しているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの設置 ・点字ブロックの設置 ・手すりの設置 ・床には滑りにくい床材を使用 ・通路は幅を広くした構造にした 等 <p>以上のように多くの方に安心して使っていただけるバリアフリーを意識した施設として整備した。</p>
19		大きな音が出てしまうが、使用できるのか？	センターは防音施設ではないため、迷惑行為は禁止している。なお、音量の目安としては50db以下としており、かなり大きな音が出てしまう楽器などは、体育館で実施いただくのが現実的である。（備品の持ち込みが可能かどうかはセンターと要相談。）
20		貸館の受付はいつからか？	青少年児童の団体は使用日の2か月前から、それ以外（成人等）の団体は使用日の1か月前から窓口にて受付可能である。なお、先着順となり、受付時間は月曜日～土曜日の9時～17時までとなる。
21		なぜ先着順となるのか？	適正な運用をするにあたって、先着順という基準を設けることになった。申請の際に許可が確定することから、先着順で運用することとした。
22		青少年児童だけ受付が早いのはなぜか？	センターは青少年児童のための施設であり、青少年児童の団体に優先的に使っていただきたいと考えているため。
23		受付開始日が休館日に該当する場合の受付開始日はいつになるのか？	直後の開館日となる。
24		使用料の支払方法はどうなのか？	窓口にてお支払いいただき、現金のみとなる。（お釣りがないようにご持参ください。）なお、体育館で空調を使用される場合は別途料金（3時間あたり1,000円）が発生する。
25		受付の流れはどうなのか？	申請書および許可書の記入→使用料のお支払い→許可書をお渡し

よくあるご質問

令和8年2月9日

質疑No.	項目	質疑事項	回答内容
26		各施設を借りるにあたって最低人数はあるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・学習室（2人） ・料理教室（5人） ・体育館（5人） ・運動広場（5人） <p>貸館については以下のとおり最低人数を設定しており、人数に満たない場合の使用はできない。（個人での使用は不可）</p>
27	貸館について	営利目的の使用団体についてどのように運用するのか？	<p>営利目的による使用はセンターとして不可ではないが、公共施設内で営利目的による使用が多発すると、占有等の発生により本来の目的による使用（青少年児童のための施設）に影響を与えることを危惧して一般使用（料金表）の10倍の使用料を徴収することとした。</p> <p>なお、実際の運用としては申請書中の申請者と使用目的等により判断するものとする。</p>
28		サークル活動は営利目的となるのか？また営利目的にあたるのはどういった場合なのか？	<p>サークル活動は原則として非営利目的として取扱うが、指導者を招き対価を支払う場合は、（対価を得た）指導者を営利目的とみなし、営利目的として取扱う。</p> <p>なお、営利目的での使用は使用料が10倍となる。</p>
29		市外（在住・在勤・在学以外）の使用団体についてどのように運用するのか？	<p>市外の基準としては、申請の際に使用団体における構成員の過半数が市外の方であった場合は市外の団体となり、1.5倍の使用料を徴収することとした。（申請時に市外の団体と判断した場合で当日市内の構成員が半数以上であっても、使用料の差額は返還できない。）青少年児童センターは羽曳野市の公共施設であり、羽曳野市民のための施設であるため、羽曳野市外の方については割増しとなる。</p> <p>なお、実際の運用としては申請書に市内・市外の人数をご記入いただくこととなる。</p> <p>（例）</p> <p>市内の団体→構成員の半数以上が市内の方 (市内5人・市外5人→市内料金)</p> <p>市外の団体→構成員の過半数が市外の方 (市内7人・市外8人→市外料金)</p>
30		減免についてどういった場合が当てはまるのか？	<p>減免とは減額と免除の総称である。特定の事情（公益性等）があり、一般の方と同額の使用料をお支払いいただく必要がないと判断されるものを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政等が開催する公共事業やイベント ・災害時など不可抗力による場合 <p>※センターとの連携団体が行う事業やイベントについては、減免の可否をその都度判断することとなる。</p> <p>※一般的なサークル活動等の場合、減免措置は原則として無い。</p>
31		使用当日の流れはどうなのか？	窓口で許可書の提示してもらい、施設（部屋等）に入室
32	一般開放事業	一般開放事業はいつ実施しているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～土曜日の13時～17時 ・長期休暇（夏休み等）の9時～17時
33		一般開放事業はどの施設（部屋）で実施しているのか？	体育館・学習室・運動広場
34		一般開放事業の際のルール等はあるのか？	<p>異年齢が交流する事業であり、譲り合ってお使いいただく必要がある。なお個人や1つの団体での占有は不可で備品等の持ち込みは禁止となる。</p> <p>※青少年児童のための事業であり、成人のみでの使用は不可</p>